



(5) 軽自動車税種別割の免除

次に該当する場合は、1台に限り、軽自動車税種別割が全額免除されます。(ただし、自動車税種別割が減免されている場合は適用されません)

- 1、身体に障がい（しんたいししょう）を有し歩行（ゆこう）が困難（こんなん）なかつた、または精神（せいしん）に障がい（ししょう）を有し歩行（ゆこう）が困難（こんなん）なかつたが所有（しよゆう）する軽自動車（けいじどうしゃ）
- 2、身体（しんたい）に障がい（ししょう）を有（ゆう）するかたで18歳（さい）未満（みまん）のかた、または精神（せいしん）に障がい（ししょう）を有（ゆう）するかたと生計（せいけい）を同じく（おな）しているかたが所有（しよゆう）し、もっぱら障がい（ししょう）を有（ゆう）するかたのために使用（しよゆう）する軽自動車（けいじどうしゃ）
- 3、身体（しんたい）に障がい（ししょう）を有（ゆう）するかたが所有（しよゆう）しており、身体（しんたい）に障がい（ししょう）を有（ゆう）するかたのみで構成（こうせい）されている世帯（せたい）のかたを、常時（じょうじ）介護（かいご）するかたが使用（しよゆう）している軽自動車（けいじどうしゃ）

* 当該（とうがい）年度の納期限（のうきげん）（5月31日）までに申請（しんせい）してください。

対象者

身体障害者手帳	○身体障がい者本人が運転する場合		
	○身体障がい者と生計を一にするかた又は常時介護者が運転する場合		
	※上記のいずれかに該当し、下記の要件に該当する手帳の交付を受けているかた		
	視覚障がい		1級から4級まで
	聴覚障がい		2級又は3級
	平衡機能障がい		3級又は5級
	音声機能障がい		3級（咽頭摘出）
	上肢障がい		1級から3級まで
	下肢障がい		1級から6級まで
	体幹障がい		1級から3級まで又は5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級から3級まで
	移動機能		1級から6級まで
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障がい			1級、3級又は4級
免疫機能障がい・肝臓機能障がい			1級から4級まで
療育手帳			交付を受けているかた
精神障害者保健福祉手帳			交付を受けているかた
持参			申請先
<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 運転免許証 車検証 軽自動車税種別割納税通知書 <p>* 申請期限（5月31日）を過ぎると減免されません</p>			市税係